相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所愛知県小牧市大字野口二二〇八番地三三

被相続人　亡　堀江勝義こと　金　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

名古屋市北区田幡二―二―一四明治安田生命黒川ビル四階あおい総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市北区大曽根二丁目七〇五番地、最後の住所愛知県名古屋市東区東大曽根町四一番三号　被相続人　亡　岩田　諄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内ビル八A

相続財産管理人　石川　敦男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区上賀茂深泥池町五六番地、最後の住所京都府舞鶴市清美が丘四番地の一六

被相続人　亡　森下　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

京都府舞鶴市字南田辺四〇番地四

相続財産管理人　弁護士　小林　義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市西台二丁目六番、最後の住所兵庫県伊丹市船原二丁目五番一〇―二〇三号、登記簿上の住所兵庫県伊丹市伊丹字梅ノ木三三六番地の一五六

被相続人　亡　濱田　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

大阪市西区西本町一丁目一〇番一〇号オーエックス西本町ビル五階

相続財産管理人　司法書士　松延　眞介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区敷津西二丁目一二番地、最後の住所兵庫県伊丹市桑津一丁目二番一―九一一号　被相続人　亡　縫野　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

兵庫県川西市小花一丁目六番二〇号肥爪ビル三階　川西池田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　有輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市三口町一二五三番地の一、最後の住所兵庫県加西市三口町一二五三番地の一　被相続人　亡　佐伯　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

神戸市中央区中町通二丁目二番五号ローレル神戸駅前八〇一

相続財産管理人　弁護士　小林　祐一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県高市郡明日香村大字奥山六五五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田喜代士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

奈良県桜井市桜井二三二ヤガビル二S号室

相続財産管理人　弁護士　前田　泰成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県備前市日生町日生一二三九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森下　容光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

事務所岡山市北区弓之町七番一号フォンティーヌ弓之町一〇一

相続財産管理人　弁護士　植田　昌吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市御幸二丁目一番、最後の住所愛媛県松山市別府町三九九番地六

被相続人　亡　隅岡　修二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

愛媛県松山市味酒町二丁目一五番地二

相続財産管理人　司法書士　中谷　匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所福岡市東区雁の巣一丁目二六番一号　被相続人　亡　塩浜　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成24年1月24日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年度	免許証番号	商号又は名称	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平23不保1080	福島県知事(6)20447	コクブ建物有限会社	福島県郡山市大槻町字西ノ宮前16―7	1000万円

代表取締役　国分孝夫

平成二十四年一月二十四日

福岡市中央区赤坂一丁目一三番二八号ロマネスク赤坂三〇一号

相続財産管理人　岩城　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西海市西彼町八木原郷三四〇四番地、最後の住所長崎県西海市西海町川内郷一六〇八番地　被相続人　亡　瀬脇　辰治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

長崎県佐世保市桜木町六七一番地二〇

相続財産管理人　松田　信哉

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年一月二十四日

一、墳墓等所在地　愛媛県今治市大西町新町甲三一九番地

一、墳墓等の名称　新町真光寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛媛県今治市大西町新町　墓地管理者　新町部落総代

連絡先　新町部落総代又は愛媛県今治市大西町新町甲三二〇番地　真光寺